

スターワン口座のご利用にかかる制約事項等への同意について

ORANGEPORT 支店の口座の利用者（以下「利用者」といいます。）が行う取引には、一律下記「スターワン口座のご利用にかかる制約事項等」の規定が適用されます。

記

<スターワン口座のご利用にかかる制約事項等>

1. 利用者が日本国に入国し、6 ヶ月が経過するまでは、下記に示す取り引きの利用が制限されます（ただし、法令上、入国 6 ヶ月未満でも国内居住者扱いとなる場合は除く）。なお、日本国に入国してから 6 ヶ月経過後、下記に示す取り引きを希望する場合、利用者は当行所定の手続きを行う必要があります。
 - ① 投資信託、生命保険、仕組預金などの資産運用取引
 - ② ビジネスマッチングなどの付随取引
 - ③ 融資取引
2. 預金については、日本国に入国してから 6 ヶ月未満の間も国内居住者扱いとなるため、税率 20.315%（国税 15.315%、住民税 5%）にて預金利息から源泉徴収されます。
3. 当行が必要と判断した場合、利用者は当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期限を保持している旨を当行所定の方法により届け出てください。届け出た在留資格に変更があった場合、在留期間が超過した場合、在留期限に関わらず在留期間に届出の住所・電話番号、受入機関・団体による連絡が取れなくなった場合には、一部取引が制限される可能性があります。
4. 利用者が在留期限を更新する場合は、当行に届け出る必要があります。
5. 帰国等、利用者が日本国外へ転出する際は、必ず口座解約手続きを行う必要があります。利用者が口座解約手続きを行わずに日本国外へ転出し、届出の住所、電話番号による連絡がとれなくなった場合は、口座の一部取り引きが制限され、当行からの通知をもって口座が解約される可能性があります。この場合の解約資金を受け取るには、再度日本へ入国したうえ、当行所定の方法で受け取る必要があります。
6. 利用者が口座解約手続きを行わずに日本国外へ転出した後、改めて口座解約を希望する場合は、再度日本国に入国したうえ、口座解約手続きが必要になります。利用者が口座解約手続きを行わずに日本国外へ転出した後、当行所定の期間が経過した場合または当行が不正な取り引きを検知した場合には、口座が強制解約される可能性があります。
7. 当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2026 年 2 月 16 日現在)